

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万千六百六十六人」を「二万千五百四十人」に改める。

附 則

この法律は、令和八年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

理 由

裁判所の事務を合理化し、及び効率化すること等に伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二条 裁判官以外の裁判所の職員（執行官、非常勤職員、二箇月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）の員数は、二万五千五百四十人とする。</p>	<p>第二条 裁判官以外の裁判所の職員（執行官、非常勤職員、二箇月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）の員数は、二万千六百六十六人とする。</p>

# 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

## 【説明資料】

法務省大臣官房司法法制部

## 資 料 目 次

1	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の概要 .....	1
2	裁判官以外の裁判所の職員の定員の増減員 .....	2
3	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の施行日について .....	3
4	別紙（1～4） .....	5

## 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の概要

法 務 省

### 1 改正の必要性及び趣旨

裁判所の事務を合理化し、及び効率化すること等に伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。

### 2 法律案の内容

家庭事件処理の充実強化を図るため、家庭裁判所調査官を10人、ワークライフバランス推進を図るため、裁判所事務官を2人それぞれ増員するとともに、他方において、裁判所の事務を合理化し、及び効率化すること等に伴い、技能労務職員等を138人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を126人減少しようとするもの。

### 3 施行期日

令和8年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

裁判官以外の裁判所の職員の定員の増減員

区 分	増 員		減 員		増減計
	理 由	員数	理 由	員数	
家庭裁判所調査官	家庭事件処理の充実強化	10			10
裁判所速記官			録音反訳方式の導入による逐語録作成事務の効率化	-10	-10
裁判所事務官	ワークライフバランス推進	2	事務処理の合理化	-38	-36
技能労務職員			庁舎管理業務の合理化	-18	-18
医療職			充員状況を踏まえた定員の見直し	-72	-72
合 計		12		-138	-126

## 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の施行日について

- 1 裁判所職員の定員には、裁判所職員定員法において定められる定員（以下「法律定員」という。）と一般会計予算において定められる定員（以下「予算定員」という。）とがあるが、両者は、いずれも、裁判所の事務を遂行するために必要な職員の員数という観点から定められるものであるから、基本的に一致すべきものであり、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）の施行日については、会計年度の初日である4月1日とすることが望ましい。
- 2 また、平成22年度までは、判事補から判事となる者の判事任官日が毎年4月初旬であったことから、改正法案の成立が4月以降にずれ込むと、判事への任官の一部抑制や人事異動の凍結といった深刻な事態を招来し、裁判の運営そのものに重大な支障を来すことを理由に、改正法案を日切れ扱いとして4月1日を施行日とする形での法改正を行ってきた。

しかし、平成11年度に実施された司法修習制度の変更（司法修習53期以降は、修習期間が約2年から約1年6か月に短縮された。）により、平成23年度からは、判事補から判事となる者の判事任官時期が10月以降となったため（注）、改正法案の成立が4月以降にずれ込んだとしても、直ちに上記のような裁判の運営に重大な支障を生じることにはならないことから、平成23年以降、改正法案を日切れ扱いにしないこととしたものである。
- 3 もっとも、法律定員と予算定員をなるべく一致させるべきであることは、前記1のとおりであって、仮に改正法案の成立が4月以降にずれ込んだとしても、可及的に近付けるべきであることに変わりはない。
- 4 以上のことから、平成23年以降、改正法案については、その施行日を「4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日」と定めている。

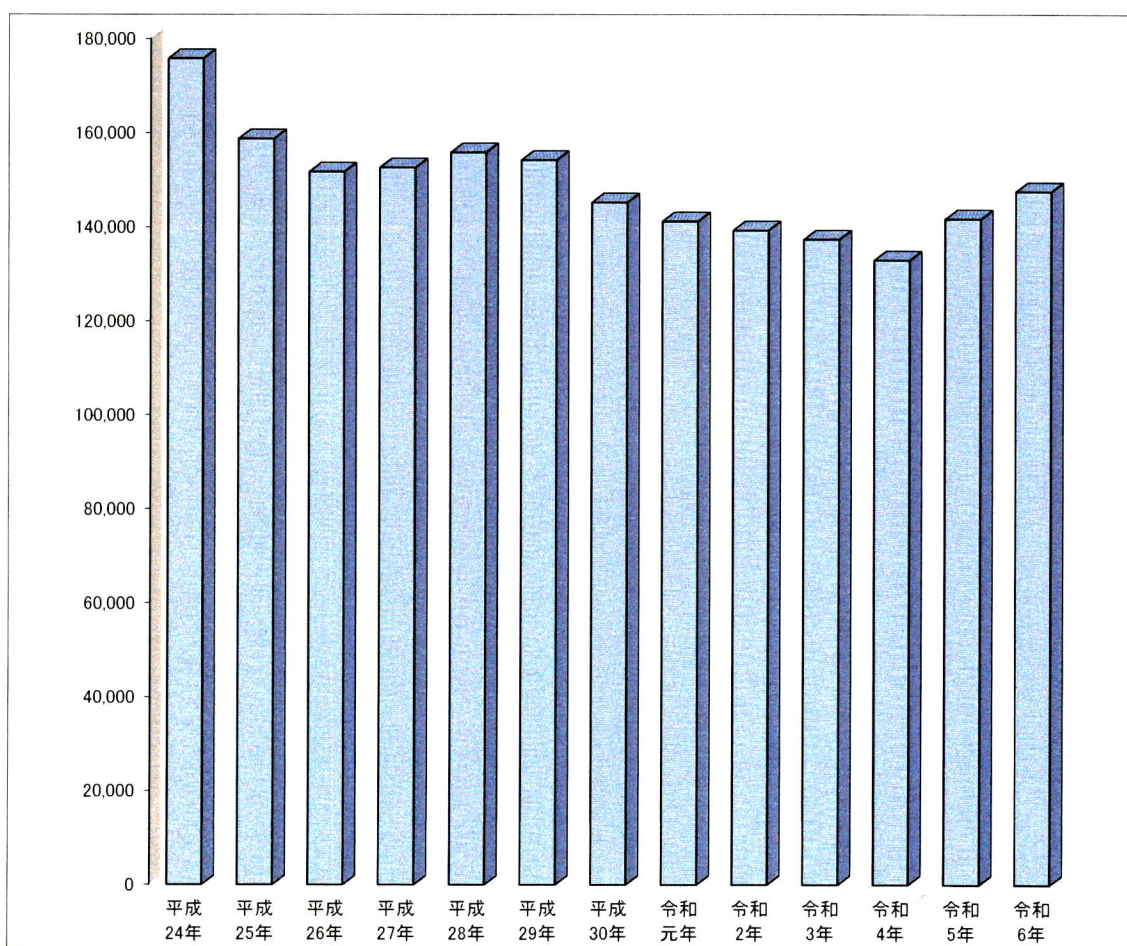
注) 判事任官時期

修習期	修習期間	判事補任官時期	判事任官時期
52期	約2年	平成12年4月	平成22年4月
53期	約1年6か月	平成12年10月	平成22年10月
54期	約1年6か月	平成13年10月	平成23年10月
55期	約1年6か月	平成14年10月	平成24年10月
56期	約1年6か月	平成15年10月	平成25年10月
57期	約1年6か月	平成16年10月	平成26年10月
58期	約1年6か月	平成17年10月	平成27年10月
59期	約1年6か月	平成18年10月	平成28年10月
現行60期	約1年4か月	平成19年9月	平成29年9月
新60期	約1年	平成20年1月	平成30年1月
現行61期	約1年4か月	平成20年9月	平成30年9月
新61期	約1年	平成21年1月	平成31年1月
現行62期	約1年4か月	平成21年9月	令和元年9月
新62期	約1年	平成22年1月	令和2年1月
現行63期	約1年4か月	平成22年9月	令和2年9月
新63期	約1年	平成23年1月	令和3年1月
現行64期	約1年4か月	平成23年9月	令和3年9月
新64期	約1年	平成24年1月	令和4年1月
現行65期	約1年4か月	平成25年1月	令和5年1月
新65期	約1年	平成25年1月	令和5年1月
66期	約1年	平成26年1月	令和6年1月
67期	約1年	平成27年1月	令和7年1月
68期	約1年	平成28年1月	令和8年1月(予定)
69期	約1年	平成29年1月	令和9年1月(予定)

別紙1

民事訴訟事件（地方裁判所）

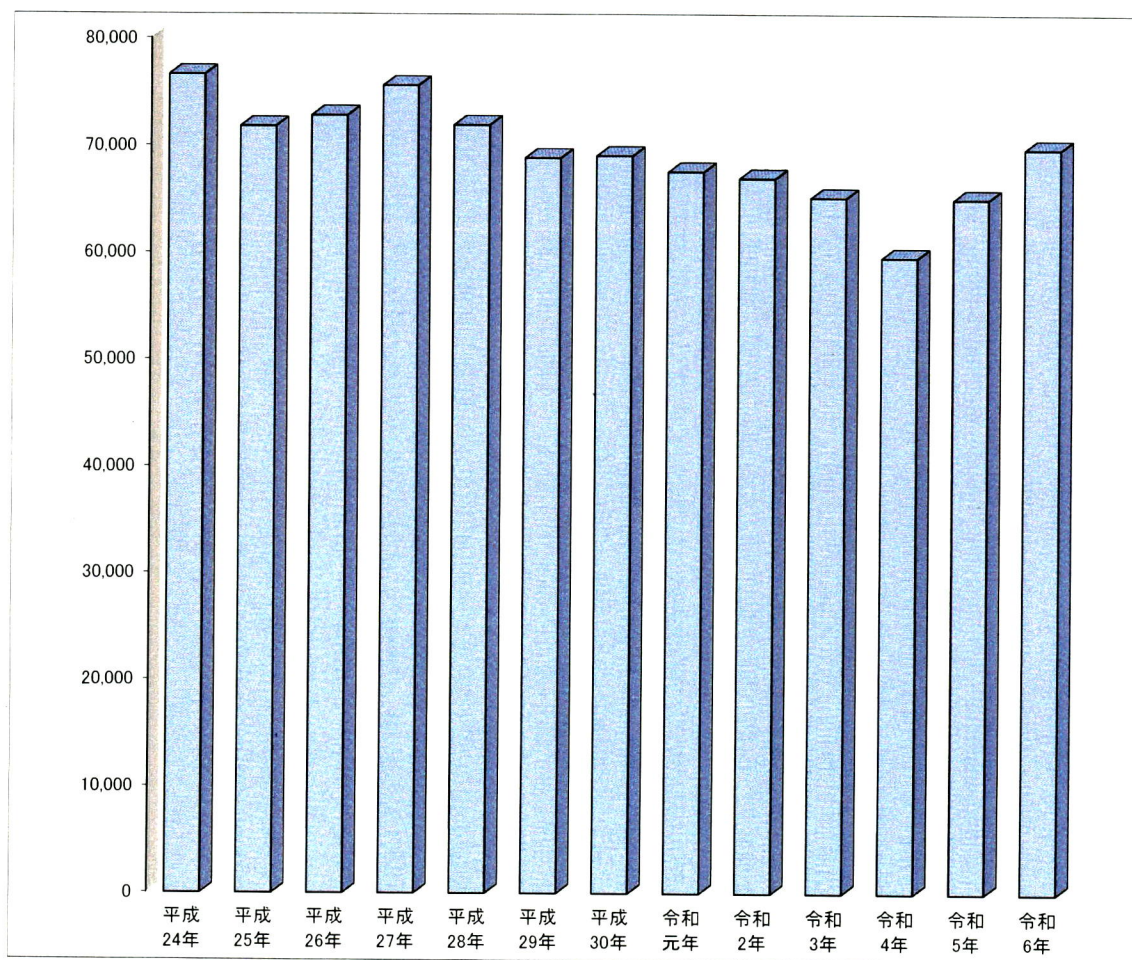
年次	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
新受総数	175,765	158,660	151,637	152,529	155,740	154,102	145,038	141,060	139,104	137,186	132,765	141,517	147,355
対前年比	—	90.3%	95.6%	100.6%	102.1%	98.9%	94.1%	97.3%	98.6%	98.6%	96.8%	106.6%	104.1%



別紙2

刑事訴訟事件（地方裁判所）

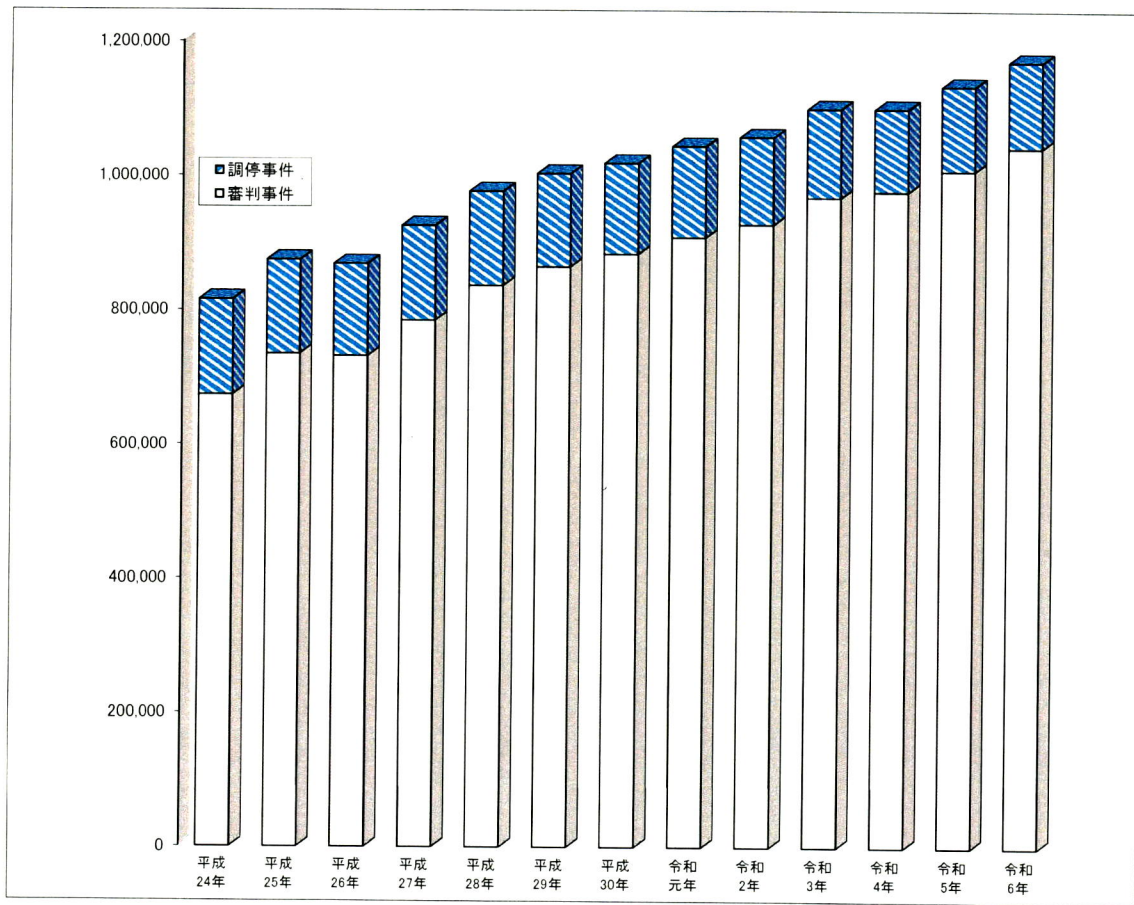
年次	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
新受総数	76,588	71,771	72,776	75,566	71,900	68,830	69,028	67,554	66,939	65,151	59,503	64,987	69,652
対前年比	—	93.7%	101.4%	103.8%	95.1%	95.7%	100.3%	97.9%	99.1%	97.3%	91.3%	109.2%	107.2%



別紙3

家事事件（家庭裁判所）

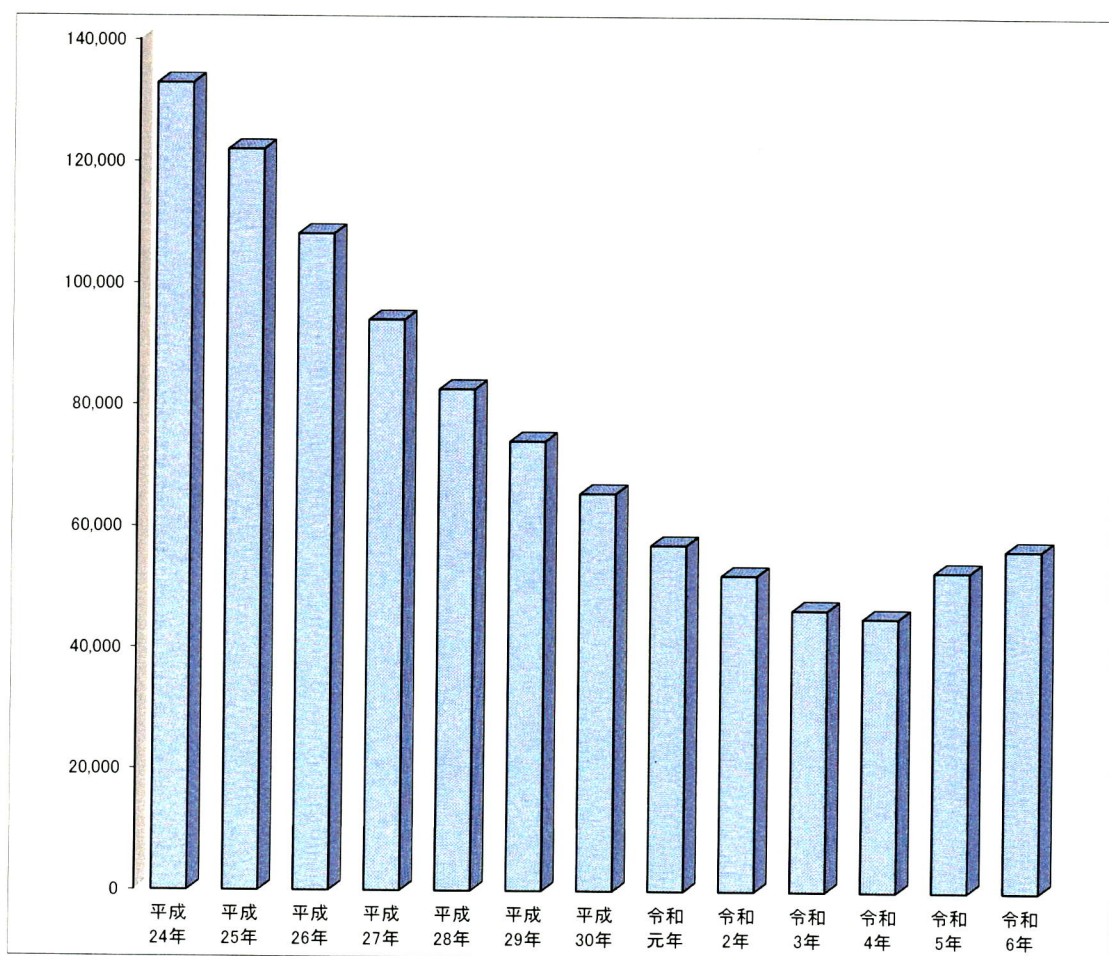
年次	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
審判事件	672,681	734,227	730,607	784,089	835,713	863,882	883,000	907,798	926,830	967,412	976,082	1,007,580	1,042,229
対前年比	—	109.1%	99.5%	107.3%	106.6%	103.4%	102.2%	102.8%	102.1%	104.4%	100.9%	103.2%	103.4%
調停事件	141,802	139,593	137,207	140,822	140,641	139,274	135,783	136,358	130,936	132,556	123,760	126,185	128,472
対前年比	—	98.4%	98.3%	102.6%	99.9%	99.0%	97.5%	100.4%	96.0%	101.2%	93.4%	102.0%	101.8%
総数	814,483	873,820	867,814	924,911	976,354	1,003,156	1,018,783	1,044,156	1,057,766	1,099,968	1,099,842	1,133,765	1,170,701
対前年比	—	107.3%	99.3%	106.6%	105.6%	102.7%	101.6%	102.5%	101.3%	104.0%	100.0%	103.1%	103.3%



別紙4

少年保護事件（家庭裁判所）

年次	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
新受総数	132,824	121,914	108,121	93,993	82,603	74,019	65,454	56,975	52,019	46,367	45,042	52,679	56,276
対前年比	—	91.8%	88.7%	86.9%	87.9%	89.6%	88.4%	87.0%	91.3%	89.1%	97.1%	117.0%	106.8%



裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
用例集

本則関係

「第二条中「二万千六百六十六人」を「二万千五百四十人」に改める。」の例…………… 1 ページ

附則関係

「この法律は、令和八年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。」の例…………… 1 ページ

理由関係

「裁判所の事務を合理化し、及び効率化すること等に伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」の例…………… 1 ページ

令和七年十二月  
法務省大臣官房司法法制部

裁判所職員定員法 関係  
用例集

【「本則」関係】

① 「第二条中「二万千六百六十六人」を「二万千五百四十人」に改める。」の例

○ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十三号）

第二条中「二万千七百十三人」を「二万千六百六十六人」に改める。

【「附則」関係】

② 「この法律は、令和八年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。」の例

○ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十三号）

この法律は、令和七年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

【「理由」関係】

③ 「裁判所の事務を合理化し、及び効率化すること等に伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」の例

○ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十三号）  
令和七年・第二百七回国会提出合本

裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律（平成七年法律第二十九号）

下級裁判所における事件の適正迅速な  
理を図る等のため、判事補の定員及び裁判  
官以外の裁判所の職員の定員を改める必要  
がある。これが、この法律案を提出する理  
由である。